

令和 8 年 7 月 17 日
茨城県立神栖高等学校長 野友 宏則

不祥事根絶のための校内ルール

神栖高校では下記のとおり校内ルールを策定し、生徒や職員の安全な学習環境・職場環境を構築し不祥事が生じないような意識の徹底を図ります。

【生徒の個別指導に関すること】

- ・基本的に複数人で対応する。やむを得ない場合には、入り口の扉を開けておく、または廊下から見える状況等開放的な環境の中で対応する。〔わいせつ行為防止・体罰防止〕
- ・セクハラ、パワハラ等につながらないような対応を心掛ける。
〔わいせつ行為防止・体罰防止〕
- ・基本的にスマートフォン等撮影機能を持つ個人所有の記録媒体は職員室外に持ち出さない。校内での写真等の撮影は、校内で管理している記録媒体（タブレット等）で行う。
〔わいせつ行為防止〕
- ・生徒との私的な電話、メール、LINE 等をしない。〔わいせつ行為防止〕
- ・感情的にならず、丁寧な言葉で対応する。〔体罰防止〕

【個人情報の取扱い等に関すること】

- ・基本的に個人情報は校外に持ち出しをしない。やむを得ない場合は、事前に帯出可能文書等管理簿に記載し管理職の承認を得た上で持ち出す。持ち出しの方法は、一時的に教育情報ネットワーク内の個人ドライブを利用する。
- ・個人情報に関するデータは校内サーバーで管理をし、職員が使用するパソコン内には保存しない。
- ・複数の宛先にメールを送る場合は、BCC により行う。また、送信前に複数名で送信アドレスおよび内容の確認をする。
- ・生徒の個人情報を机上に置いた状態、または PC 上で生徒の個人情報の画面を開いた状態で離席しない。
- ・机上是常に整理整頓しておく。

【交通に関すること】

- ・緊急を要する業務以外では、生徒は自家用車に同乗させない。緊急時は、管理職に許可を取ったうえで生徒の同乗を可とする。
- ・飲酒する場合は車を運転しない。車を運転する人には飲酒を勧めない。
- ・交通法規を遵守し、交通違反のない安全運転を心掛ける。
- ・日常的に時間に余裕を持った行動を心掛け、交通事故防止を図る。万一、事故を起こしてしまった場合、相手に対して誠意ある対応を取るとともに管理職に速やかに報告する。